

## 意見書

「JFE 扇島火力発電所更新計画」環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に係る東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 82 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舛添 要一

### 記

#### 第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称：JFE スチール株式会社  
代表者：代表取締役社長 柿木 厚司  
所在地：東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
- 対象事業の名称  
JFE 扇島火力発電所更新計画
- 対象事業実施区域  
神奈川県川崎市川崎区扇島 1 番地 1

#### 第 2 意見

##### 【全般的事項】

本計画は、安定操業及び一層のエネルギー利用の高効率化を目的とし、現在のボイラー焚き汽力発電方式(13.5 万 kW)をコンバインドサイクル発電方式(25 万 kW 級)に更新するものである。

対象事業実施区域は、神奈川県川崎市川崎区扇島に位置し、その区域面積は、約 690,000 m<sup>2</sup>（内、本計画地は、約 22,400 m<sup>2</sup>）である。

対象事業の実施に当たっては、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設（ガスタービン）を設置することから、硫黄酸化物、窒素酸化物に係る排出の規制等を受ける。

また、当該地域は同法に基づく硫黄酸化物、窒素酸化物の総量規制地域に指定されてい

る。

更に、都は「東京都長期ビジョン」（平成 26 年 12 月）において、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準達成率を 100%に向上させ、光化学スモッグ注意報の発令日数をゼロとする目標を掲げており、この目標を達成するためには、都のみならず、事業者、国、周辺自治体等が連携し、窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質をより一層削減していくことが求められる。

以上のことを踏まえ、環境影響評価準備書（以下「準備書という。」）以降の図書の作成に当たっては、的確に環境への影響を予測・評価した上で、適切な環境保全措置を検討し、これらについて、準備書以降の図書において明らかにすることが重要である。

#### 【個別事項】

（大気質）

- 1 施設の稼働に伴う PM2.5 については、前駆物質である VOC の排出割合が塗装、乾燥施設等と比較すると相対的に小さいため評価項目として選定しないとしていることから、類似事例を参照するなどして、その根拠を明らかにすること。
- 2 施設の稼働に伴う硫黄酸化物及び窒素酸化物の予測対象時期等として、発電所の運転が定常状態となり、環境影響が最大になる時期とするとしているが、大気環境改善のためには、総排出量の削減が求められていることから、最大時のみならず、平均的な操業パターンを考慮した通常時における発電所全体の影響についても明らかにすること。

### 第 3 その他

- 1 方法書で示された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、方法書に係る住民等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。  
なお、選定した環境影響評価の項目のほか、具体的な事業計画の策定に伴い、新たに調査、予測及び評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、準備書において対応すること。
- 2 環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定した場合は、東京都環境影響評価条例第 83 条第 1 項の規定に基づき、その内容を書面により報告すること。